

令和6年度（2024年度）熊本県空き家活用促進モデル事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、県内における空き家の有効活用による地域資源を利用した持続可能な地域づくりを促進するため、空き家の改修等を自ら行う又は空き家の改修等を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「空き家」とは、本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その改修等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。
- (2)「改修等」とは、空き家の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等をいう。
- (3)「中心集落等」とは、役場等の行政機能、事業所等の集積が見られる地域の中心的な集落（建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50メートル以内で、建築物が連たんしている区域をいう。）をいう。
- (4)「地域活性化型改修事業」とは、地域活性化のため、国の空き家対策総合支援事業補助金又は社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業を活用して実施する、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、地域への定住を促進するための市町村営住宅等の用に供するために行う空き家の改修等をいう。
- (5)「セーフティーネット住宅型改修事業」とは、社会資本整備総合交付金の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を活用して実施する、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の用に供するために行う空き家の改修をいう。
- (6)「セーフティーネット住宅家賃低廉化事業」とは、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金を活用して実施する、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助をいう（ただし、空き家を活用し、県外からの移住者が入居する場合に限る。）。

（補助対象事業）

第3条 この要項による補助の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

- 2 前項の補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとし、その提出部数は、1部とする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 地域活性化型改修事業及びセーフティーネット住宅型改修事業の場合は、実施設計書（付近見取図、配置図、各階平面図、その他補助対象工事内容がわかる図書）

(4) 空き家であることの確認書（別記第4号様式）

(5) セーフティーネット住宅型改修事業及びセーフティーネット住宅家賃低廉化事業の場合は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティーネット法」という）第10条第3項の規定による登録通知書の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

3 地域活性化型改修事業及びセーフティーネット住宅型改修事業は、補助金の交付申請を補助対象に係る工事の着手前に行うものとする。

4 セーフティーネット住宅家賃低廉化事業は、交付申請の時期にかかわらず、交付申請を行う年度の4月1日以降の補助対象事業に要する経費の額を補助の対象とすることができる。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号の規定に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 国の空き家対策総合支援事業補助金、社会資本整備総合交付金又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の交付決定を受ける事業であること。

(2) 補助事業者は間接補助事業者に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。

(3) 事業計画が次のいずれかに該当すること。

ア 申請に係る空き家が中心集落等に存在していること。

イ 市町村が定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」又はこれに類する計画に基づき、地域の拠点性の向上に資する事業であること。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助金の額に変更を生じる内容の変更

(2) 補助金の額に変更を生じない内容の変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、第4条第2項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、第1項第1号に該当するときは、変更交付決定通知書（別記第7号様式）により、第1項第2号に該当するときは変更承認通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、事業中止（廃止）承認通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(完了期日の変更)

第10条 補助事業者は、地域活性化型改修事業及びセーフティーネット住宅型改修事業の補助事業が予定の期間内に完了しないときは、次の各号に掲げる書類を添付して未完了報告書（別記第11号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 工事の工程表
 - (2) 工事の現況写真
- (実績報告等)

第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、地域活性化型改修事業及びセーフティーネット住宅型改修事業の場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書（別記第13号様式）
- (2) 収支決算書（別記第3号様式）
- (3) 工事契約書の写し
- (4) しゅん工写真
- (5) 耐震性に関する報告書（別記第14号様式）

3 規則第13条の添付書類は、セーフティーネット住宅家賃低廉化事業の場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業実績書（別記第13号様式）
- (2) 収支決算書（別記第3号様式）
- (3) 入居者が県外からの移住者であることを確認できる書類
- (4) 住宅の近傍同種家賃を確認できる書類
- (5) 入居者負担額の設定根拠を確認できる書類
- (6) 賃貸借契約書の写し
- (7) 入居期間を確認できる書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 第1項の実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して15日を経過した日、又は事業の完了した日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は、1部とする。

5 前項の事業の完了した日とは、熊本県補助工事等確認検査規程（昭和43年熊本県訓令甲第21号）第3条の規定によるしゅん工確認検査を行い、熊本県土木部等所管補助工事等確認検査規程取扱要領第5条の規定による検査調書の交付を受けた日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第13条 規則第16条第1項の請求書は、別記第16号様式によるものとする。

(処分等)

第14条 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は10年とする。

(証拠書類の保管期間)

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は10年とする。

(広報等への協力)

第16条 知事は、補助事業者及び間接補助事業者に対し、改修等を実施した空き家の活用状況等に関する報告やホームページによる事例の紹介等について、必要な協力を求めることができる。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）7月4日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

別表 1 地域活性化型改修事業の場合（第 3 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率
1 補助事業者が自ら空き家を活用するための改修等を行う場合	空き家対策総合支援事業補助金又は社会資本整備総合交付金を活用して行う空き家の改修等に要する費用に 2 分の 1 を乗じた額	2 分の 1 以内
2 補助事業者が間接補助事業者に対し空き家を活用するための改修等に係る経費を補助する場合	空き家対策総合支援事業補助金又は社会資本整備総合交付金を活用して行う空き家の改修等に要する費用に 3 分の 1 を乗じた額と補助事業者が間接補助事業者に交付する補助金の額に 2 分の 1 を乗じた額のうちいずれか少ない額	2 分の 1 以内

別表 2 セーフティネット住宅型改修事業の場合（第 3 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率
1 補助事業者が間接補助事業者に対し空き家を活用するための改修等に係る経費を補助する場合	社会資本整備総合交付金を活用して行う住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するために行う改修に要する費用に 3 分の 1 を乗じた額と補助事業者が間接補助事業者に交付する補助金の額に 2 分の 1 を乗じた額のうちいずれか少ない額	2 分の 1 以内

別表 3 セーフティネット住宅家賃低廉化事業の場合（第 3 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
1 補助事業者が間接補助事業者に対し空き家を活用し家賃低廉化に係る経費を補助する場合	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金を活用して行う住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の低廉化を行う間接補助事業者に交付する補助金の額に 2 分の 1 を乗じた額	2 分の 1 以内	一の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅において、1 月あたりの限度額を 1 0 千円／戸とし、合計して 1 2 0 千円を限度とする。